

外国向為替手形取立規定

大分銀行

1. 取立銀行の選定、外国向為替手形の輸送方法等

輸出貨物代金その他外国から受け取るべき金銭の支払を受けるための為替手形、約束手形、小切手、受領書またはこれと同様の書類（以下「外国向為替手形」という。）の取立のために利用する当行の本支店および他行（以下「取立銀行」という。）、ならびに外国向為替手形および付属書類の輸送方法の選定は、取立依頼書または文書により特に指定されている場合を除き、当行に一任されたものとします。

2. 免責

当行は以下の損害について責任を負いません。

- (1) 外国向為替手形および付属書類の輸送中の紛失、滅失、損傷、延着等の事故によって生じた損害
- (2) 取立依頼書または文書により外国向為替手形および付属書類の送付先として特に指定されている銀行の名称またはその住所の記載不備等によって生じた損害
- (3) 取立銀行の責に帰すべき事由によって生じた損害
- (4) 取立銀行の営業停止、支払不能もしくは破産および支払地の法令その他の事情による取立代金の回収不能、延着、為替変動、その他やむを得ない事情により生じた損害
- (5) 不可抗力その他当行の責に帰すべき事由以外の事由により生じた損害

3. 外国向為替手形および付属書類の真正性等

当行が取立を依頼された外国向為替手形および付属書類ならびにこれになされた裏書等が真正かつ有効であることについては、外国向為替手形取立依頼人（以下「依頼人」という。）が自身の責任において確認するものとし、当行に確認義務はないものとします。したがって外国向為替手形および付属書類ならびにこれになされた裏書等に偽造、変造、その他の瑕疵があることによって生じた損害について当行は責任を負いません。

4. 手数料、費用等

- (1) 当行および取立銀行の取立に関する手数料および諸費用は依頼人の負担とし、取立依頼の受付時または後日当行から請求あり次第、直ちにお支払ください。
- (2) 依頼に基づく与否にかかわらず、当行が取立の経過照会を行った場合、または取立銀行からの照会に対して回答等を行った場合の手数料、諸費用についても前項と同様とします。
- (3) 外国向為替手形の手形上の権利の保全または付属書類もしくは付帯荷物の保全に関し費用が発生した場合には、当行から請求があり次第、直ちにお支払いください。
- (4) 前3項の手数料、諸費用の料率、計算方法および適用する為替相場については当行の定めによるものとし、当行が必要と認めた場合には取立代金から差し引くことができるものとします。

5. 付属書類の引渡し

（信用状付の場合）

外国向為替手形の付属書類の信用状発行依頼人、荷物の買主等への引渡しは信用状条件によるものとし、信用状に特に指定のない場合には、当行または取立銀行は引受地、支払地、荷揚げ地の法令もしくは慣習により取扱うことができるものとします。なお、引受地、支払地、荷揚げ地の法令もしくは慣習上必要と認められる場合には、当行または取立銀行は引渡条件を変更できるものとします。

（信用状なしの場合）

- (1) 外国向為替手形の付属書類の引渡しは、取立依頼書記載の引渡条件によるものとします。
- (2) 手形引受に対して付属書類を引渡す場合には、取立依頼書および外国向為替手形面に“Documents against Acceptance”と表示してください。“Documents against Acceptance”と明示されていないものは、すべて手形支払に対して付属書類を引渡すものとして取扱います。
- (3) 外国向為替手形の引受地、支払地、荷揚げ地の法令または慣習上必要と認められた場合には、当行または取立銀行は依頼人にその旨の通知をすることなく引渡条件を変更できるものとします。

6. 拒絶証書の作成

外国向為替手形の取立依頼書に拒絶証書作成(または外国の法制上これに代わる法律上の手続き。以下同じ。)の明確な指図がある場合のほかは、当行はすべてその手続きを免除されたものとします。外国向為替手形の取立依頼書に拒絶証書作成の明確な指図があり、当行が取立銀行に同様の指図をしたにもかかわらず、これが作成されなかった場合には、当行に責任はないものとします。依頼の有無にかかわらず、当行または取立銀行が必要と認めたときは依頼人の費用負担で拒絶証書を作成することができるものとします。

7. 付帯荷物の取扱い

外国向為替手形の支払義務者が外国向為替手形の支払、引受または債務の確認を拒絶した場合でも、当行および取立銀行には付帯荷物の陸揚げ、通関、倉入れ、付保、転売等荷物の保全の義務はないものとします。なお当行および取立銀行は任意の判断に基づき必要な措置を講じることができるものとし、その場合に生じた費用および損害は依頼人が負担するものとします。

8. 支払等の猶予

外国向為替手形の支払義務者が外国向為替手形の支払、または引受の猶予を申し出た場合は、当行または取立銀行は依頼人にその旨の通知をすることなくかかる申出を承諾することを含めた必要な措置を講じることができるものとします。

9. 取立代金の償還

支払地の法令、規則、慣習、その他何らかの事由により取立銀行から取立代金の支払が取消された場合、または取立銀行からいったん支払われた取立代金の返還を請求された場合には、依頼人は外国向為替手形および付属書類の返還を条件としないで受領済の取立代金およびこれに付帯する諸費用を当行から請求あり次第、直ちに当行に支払うものとします。このときに適用される為替相場は、償還時の当行所定の為替相場とします。

10. 外国向為替手形および付属書類の返還

不渡等の理由により当行が返還する外国向為替手形および付属書類がある場合、その外国向為替手形および付属書類は、当行の取扱店舗において返還するものとします。

支払地の法令、規則、慣習その他何らかの事由により、外国向為替手形および付属書類の取戻しができないと認められる場合には、当行に外国向為替手形および付属書類の返還義務はないものとし、このことから生じる損害については当行に責任はないものとします。

11. 譲渡、質入れの禁止

本取立の委託に基づく依頼人の権利は譲渡または質入れすることはできません。

12. 信用状統一規則・取立統一規則

この規定に定めのない事項については、国際商業会議所制定の「信用状統一規則」(2007年規則またはその後改訂があればその改訂規則)または「取立統一規則」(1995年規則またはその後改訂があればその改訂規則)にしたがって取扱うものとします。

13. 規定の変更

この規定の各条項その他の条件は、金融情勢の状況の変化その他相当の事由があると認められる場合には、ホームページ掲載による公表その他相当の方法で周知することにより、変更できるものとします。この変更は、公表等の際に定める適用開始日から適用されるものとします。

<付則>

この取立規定は受益者による為替手形の振出しを要求しない信用状に係る船積書類の取立取引についても適用されるものとします。

以上

(2026年8月3日現在)